

福知山市入札監視委員会傍聴要領

平成21年3月27日

1 傍聴者の定員

福知山市入札監視委員会の会議の傍聴者の定員は、原則として10人とします。

2 傍聴を希望される場合の手続

傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻の15分前までに来場してください。傍聴を希望される方が定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定のうえ、入場していただきます。

なお、酒気を帯びていると認められる方や、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している方は、入場していただくことができません。

3 傍聴に当たって守っていただく事項

傍聴される方は傍聴にあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを、携帯または着用しないこと。
- (3) 談話をし、または騒ぎ立てる等の会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に委員長が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記3の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなったときは、会議を途中で非公開とする場合があります。

5 その他

公開できない事項を取り扱う等の理由により、会議を途中で非公開とする場合があります。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。